

平成 29 年度

## 桂川町教育行政の目標と主要施策

平成 29 年 4 月

桂川町教育委員会

## 平成29年度桂川町教育行政の目標と主要施策

### 一 趣旨

国においては、これから急速な社会の変化に柔軟に対応できる力を育成していくため、小中学校の学習指導要領を全面改定し、平成32年度より順次実施されていく予定です。

福岡県では、「学力、体力、豊かな心」、「社会にはばたく力」及び「郷土と日本、そして世界を知る力」の三つの「力」の育成を目指した「ふくおか未来人財育成ビジョン」が策定され、その推進が図られています。

福岡県教育委員会においては、鍛えて、ほめて、子どもの可能性を伸ばす「鍛ほめ福岡メソッド」を福岡県学校教育振興プランに位置付け、実効性ある取組・事業を展開しています。

桂川町においても、「次代を力強く生き抜くために～学びつなぎ そして行動する～未来を拓く人材の育成」を教育理念とした「桂川町教育大綱」を平成28年3月に策定しました。この教育大綱では、「幼児から大人まで」を見据え、学校・家庭・地域が連携し、相互に協力することにより「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる人材」の育成を通して「文化の薫り高い心豊かなまちづくり」の実現を目指しています。

これからは、新しい時代に適合し、これを先取りするような教育改革を積極的に推進し、創造的でチャレンジ精神に満ちた人材の育成を図ることが急務となっています。

本町としても、「学力、体力、豊かな心」のバランスのとれた「生きる力」の育成のため、行政や学校、家庭、地域及び関係団体との協力・連携を深め、教育施策を積極的に展開してまいります。

### 二 基本目標

第5次桂川町総合計画第2章「ふるさとを愛し、豊かな心を育む教育と文化のまちづくり」から、次の6つの基本目標を掲げ、教育行政を総合的に推進します。

- 子どもが安心して学び、心豊かに育つ子どもの育成
- ふるさとを愛する健全な子どもの育成
- 豊かな心を持った町民の育成
- スポーツ・レクリエーションに親しむ町民の育成
- 地域の歴史文化と新しい町民文化の共生
- 人権が尊重される地域社会の創造

### 三 桂川町教育大綱との関連

桂川町総合計画の中で、教育に関わるものを見直すとともに、現在の教育環境を取り巻く状況から新たに教育の課題であると判断したものを加え、教育大綱として位置づけました。その基本理念に基づき、生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価

値を創造することのできる人材の育成を目指します。

#### 四 教育施策の8つの柱

上記の基本目標を達成するため、桂川町教育委員会は福岡県教育委員会及び関係機関・団体との密接な連携の下、広く町民の理解と協力を得ながら、積極的かつ着実に施策の推進に努めます。

- 1 子どもの教育内容・教育指導体制の充実
- 2 豊かに学べる教育環境の整備・充実と地域の協力による学校運営の充実
- 3 家庭と地域社会での青少年の健全育成
- 4 生涯学習推進体制の確立と生涯学習機会の充実
- 5 図書館活動の充実
- 6 スポーツ・レクリエーション活動の充実
- 7 文化活動の振興と文化財の保存・活用
- 8 人権が尊重される教育の推進

#### 五 主要施策

##### 【桂川町教育目標】

自ら学び協力して未来を拓く心豊かでたくましい子どもの育成

「目指す子ども像」

- 〈け〉 健康で、心も体も元気な「桂川っ子」
- 〈い〉 いじめや差別をしない、人に優しい思いやりのある「桂川っ子」
- 〈せ〉 積極的に自ら学び、協力して共に伸びる「桂川っ子」
- 〈んつ〉 「んつ」と頑張って、粘り強くやり抜く「桂川っ子」
- 〈こ〉 子ども一人一人がよく挨拶し、明るく礼儀正しい「桂川っ子」

これからの中等教育は、多様な個性や価値観を尊重し、互いに認め合う態度や社会の変化に的確、柔軟に対応できる力など、人間性豊かでたくましい子どもを育成するため、個性や能力を伸ばす教育内容を充実させることができます。

このため、学校教育においては、「自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断して行動し、よりよく問題を解決する能力」や、「自らを律しつつ他人と協調し、望ましい人間関係を形成する能力、思いやりの心や感動する心などの豊かな人間性」とともに、「たくましく生きるための健康や体力」が不可欠であり、こうした「生きる力」を育む教育を推進します。

また、各学校がその学校や地域の実態に応じて家庭・地域と連携・協力を図り、創意工夫を生かした教育活動を展開するなど多様で特色ある開かれた学校づくりの推進に努め、学校教育の活性化を図っていきます。

## 1 子どもの教育内容・指導体制の充実

### (1) 就学前教育の推進

① 「幼稚園教育要領」に基づき、ア「幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活づくり」、イ「遊びを通して心身の調和のとれた発達の基礎を培う学習の展開」、ウ「幼児一人ひとりの特性に応じ、発達の課題に即した指導」等を重視して、生涯にわたる人格形成の基礎を培う就学前教育の推進に努めます。

平成30年度から実施される次期幼稚園教育要領を見据え、必要とされる資質・能力の育成を図ります。

また、幼児教育と小学校教育の連続性を踏まえた円滑な接続を確保し、就学前教育の充実を図るため保・幼・小の連携に取り組みます。

② 安心して子育てができる環境を整備するため、町の「子育て支援課」と連携して町内における保育の量の確保と質の向上を図るとともに子育て支援サービスと相談体制の充実に努めます。

「桂川町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、平成28年度より実施している幼稚園の在園児を対象とした延長保育の充実を図り、子育て支援に務めます。

③「桂川町幼稚園運営審議会」を設置し、時代に合った幼稚園教育の在り方を検討します。

### (2) 確かな学力等の育成

① 桂川町の将来を担う子どもたちに「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を身に付けさせ、「生きる力」の育成に努めます。特に、学力については基礎的な知識・技能をしっかりと身に付けさせるとともに、知識・技能を活用し、自ら考え、判断し、表現する力や学習に取り組む意欲を養うなど学力の重要な要素を育成します。

福岡県教育委員会の「鍛えよう！ほめよう！」プロジェクト事業の指定を受け、各種体験活動を通して、学ぶ意欲や自尊感情、チャレンジ精神、勤勉性等の育成に努めます。

(桂川東小)

また、小中連携のもと、9年間を見通した教育活動を展開し、特色ある学校教育を推進します。

② 福岡県教育委員会指定の「ふくおか学力アップ推進事業」の成果をもとに、「桂川町学力向上推進事業」に取り組み、「けいせん学力アップ推進講師」の配置や、「少人数学級」の設置を通して少人数分割授業、習熟度別授業など子どもの実態に応じたきめ細かな指導を通して自ら学ぶ意欲を高め、基礎基本の確実な定着を図ります。

夏季休業中における課外学習や補充学習、土曜学習教室等を通して学力の向上に努めます。

③ 全国学力・学習状況調査や福岡県学力調査等の結果に基づいた学力の状況把握、分析、検証サイクルを確立することによって学力向上に努めます。

④ 体験的、問題解決的な学習による思考力、判断力、表現力等の育成を通して、主体的・対話的で深い学びを実現する授業の推進に努めます。

### (3) 社会状況に応じた教育課題への対応

① 國際化の進展に対応する教育の充実を図るため、外国語指導助手（ALT）を活用した実践的コミュニケーション能力の育成を図るとともに、小学校における英語活動の充実に努め、グローバル社会を生き抜く人材の育成に努めます。

② 情報化の進展に対応した情報活用能力を育成するため、ICT（情報通信技術）を活用した学習活動の促進とデジタル教材等の整備に努めるとともに、インターネットや携帯電話などの情報モラルの指導を徹底した情報教育の充実を図ります。

③ 飯塚市、嘉麻市と連携して実施する「IOTリーダー養成事業」に参画し、中学・高校生のプログラミング教育の推進に努める。

④ 環境問題や少子高齢化など現代的課題に適切に対応するため、環境教育や福祉教育を充実し、子どもが社会に関心を持ち、主体的に取り組む姿勢の育成に努めます。

⑤ 「児童の権利に関する条約」の趣旨や「男女共同参画教育」の視点に立った教育活動を開催し、一人ひとりが人格を持った人間として尊重される社会の形成に努めます。

⑥ 子どもが自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持って主体的に進路を選択できるように、就業に関わる体験的な学習を通して、望ましい職業観の育成に努めるとともに、学校教育全体を通じた計画的・組織的なキャリア教育の充実に努めます。

⑦ 子どもの心身の健康を守るため家庭や地域、関係機関等と連携し、防災をはじめとした安全教育や小・中学校一貫した薬物乱用防止教育、エイズ教育、禁煙指導など健康にかかわる現代的課題に対応した健康教育の充実に努めます。

### (4) 特別支援教育の推進

① 共生社会の形成に向けインクルーシブ教育システムを目指した特別支援教育を推進します。そのために校内支援体制を整備するとともに、子どもの実態把握と個別の教育支援計画を策定し、取り組みの重点化を図ります。また、特別支援教育支援員や介助員の活用を図り、障がいのある児童・生徒の自立・社会参加の基礎を培うとともに、交流及び共同学習を通じた障がい者理解（心のバリアフリー）の推進に努めます。

※インクルーシブ教育（包括的教育：障害の有無にかかわらずすべての子どもを受け入れる教育。あらゆる立場の子どもが、同じ学校や学級に通い、必要に応じた教育支援を受け入れられること。1994年、ユネスコのサラマンカ宣言で提唱。2006年に国連総会で採択された。）

さらに、学習障害（LD）・注意欠陥多動性障害（ADHD）・高機能自閉症・アスペルガー症候群など通常学級に在籍する児童・生徒に対する教職員の理解を深めるとともに「通級指導教室」による指導等、適切な支援策の構築に努めます。

#### （5）いじめ・不登校等の対応

① いじめの防止や不登校、非社会的な行動を解消するため、「桂川町いじめ防止基本方針」に基づいて学校と連携した児童生徒指導体制や相談体制の整備に努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、サポート教室指導員の配置や教育相談体制の整備など、関係機関・団体と連携した総合的な施策を推進します。

また、指導が困難な状況やその兆しがみられる学級や子どもに対しては、きめ細かな対応を行い、学級経営等の支援に努めます。特に、いじめや暴力行為等については、事後の継続した取り組みに努めます。

#### （6）豊かな心の教育の推進

① 子どもたちに道徳的実践力を育成する道徳教育の充実を図り、規範意識の向上に努めます。そのために、豊かな心の育成を図るために、地域の高齢者との交流など様々な体験活動を推進するとともに「私たちの道徳」や人権・同和教育副読本「かがやき」・「あおぞら」の活用に努めます。

②保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業を通して豊かな心の育成に努めます。

③福岡県道徳教育総合支援事業の指定を受け道徳教育の指導方法を課題とした実践的研究に取り組みます。（桂川小・桂川中）

④福岡県教育委員会の新人権教育学習教材開発事業の指定を受け、小学校中学年の教材開発と検証事業に取り組みます。（桂川小）

#### （7）健やかな体の育成

① 「生きる力」の基盤づくりのため、子どもの特性に応じ運動に親しむ態度の育成や体力の向上を図る体育の充実強化を図るとともに、適切な指導のもとでの部活動等の活性化に努めます。

また、【けいせん「夢・人・未来塾」アンビシャス広場】が「桂川町体育協会」と連携して実施する「放課後塾」（ソフトバレーボール、卓球等）の参加を奨励し、スポーツへの关心や意欲を高めさせ子どもたちの体力向上に努めます。

② 学校給食共同調理場を中心として、学校給食における衛生管理の徹底を図るとともに、給食内容や給食指導の充実を図り、子どもの豊かな心身の発達に資する学校給食の充実に努めます。

また、学校給食を生きた教材として活用しながら、栄養管理や望ましい食生活の形成などを目的とする食育に関する指導の充実に努めるとともに地産地消を推進します。

③ 日本学校歯科医会から「生きる力をはぐくむ歯・口の健康づくり推進事業」の推進校の指定を受け、歯の健康づくりや食育の推進に努めます。（桂川東小）

#### （8）教職員研修の充実と学力向上の手立て

① 全国学力・学習状況調査や福岡県学力実態調査の結果を公表し、その分析、改善を通して学力の向上に努めます。また、教職員研修の充実や学校教育の多様化、弾力化に対応できるような学習環境の確保に努めます。

② 少人数学級の設置を推進することにより、子ども一人ひとりの個性や習熟度に応じたきめ細かな指導を通して、学習規律や学び方を身につけさせ、基礎学力の定着を目指した授業を行い、確かな学力の向上に努めます。

③ 計画的、体系的な教職員研修を実施し、教職員の力量を高め実践的指導力の向上に努めます。さらに、桂川町教育委員会教育総合推進事業を通して校内研修の活性化へ向けた支援に努めます。

④ 学校教育指導主幹による学校教育活動全般にわたる指導・助言や調査・研究を通して小・中学校の教育活動の活性化に努めます。

## 2 豊かに学べる教育環境の整備・充実と地域の協力による学校運営の充実

### （1）豊かに学べる教育環境の整備・充実

① 教育方法の多様化や生涯学習に対応できる施設・設備の整備を図るため、学校施設機能の充実及び防災機能の向上などについて計画的な整備の充実に努めます。

② 総合的な学習の時間や教科の指導の一部を自然に恵まれた施設で実施するとともに、普段の学校生活では体験しにくい自然体験活動や共同生活体験活動を実施する「セカンドスクール事業」の実施に向けたカリキュラム等活動プログラムの検討に努めます。

③ 学校図書館と町立図書館と連携した図書利用の促進を図り、子どもの学習意欲や読書意欲を高め、学校・地域における読書活動の推進に努めます。

### （2）地域の協力による学校運営の充実

① 土曜日等の授業公開や参観日などのPRを積極的に行うとともに、保護者、地域の

声や力を学校運営に反映させ、地域に開かれた特色ある学校づくりの推進に努めます。

- ② 教科の学習や総合的な学習の時間、キャリア教育などの学校教育活動を支援する人材バンクを整備するとともにその活用を図り、教育活動の推進に努めます。
- ③ 学校支援コーディネーターを配置し、学校等の要請に基づいたボランティアの派遣を通して教育活動の活性化に努めます。
- ④ 学校での教育活動の基盤となる家庭での基本的生活習慣や規範意識の育成を図るため、桂川町P T A連絡協議会等と連携して、「家庭教育の手引き」や「家庭学習のすすめ」を改訂・配付し、生活習慣や学習習慣の定着を目指した家庭教育の支援に努めます。

### 3 家庭と地域社会での青少年の健全育成

少子化・核家族化が進む中、親子のコミュニケーション不足が顕在化すると同時に、地域社会におけるコミュニティ意識の希薄化も顕著になっています。これらの影響により、青少年の社会参加意識の低下や社交性・協調性の欠如等、家庭や地域における教育力の低下が懸念されます。そのため、行政と関係機関・団体・企業などが互いに協力し、家庭・地域・学校が連携・協力した総合的な推進体制を整備のもと「桂川町教育の日」の内容を検討し、地域全体で子どもを育てる環境の醸成に努めます。

- (1) 「桂川町青少年問題協議会」や「桂川町青少年補導員会」、「生き生き桂川っ子」総合推進事業を中心に、地域や関係機関・団体と連携し、「あいさつ・声かけ運動」、防犯パトロール等の活動を積極的に推進するとともに、総合的な青少年健全育成の取組みに努めます。
- (2) 地域の教育力を高めるため、子どもの体験活動を支援するけいせん「夢・人・未来塾」アンビシャス広場の充実に努めるほか、指導者の養成や各種団体の育成及び活性化に努めます。
- (3) 地域のさまざまな人的・物的教育資源を活用した学校教育活動への支援や児童生徒の登下校中の安全確保の取組みの支援など、社会教育と学校教育の連携・融合に努めます。
- (4) 子ども会指導者連絡協議会を中心に、地域や関係団体との連携・協力により子どもたちの地域における社会体験・社会参加活動の推進に努めます。

### 4 生涯学習推進体制の確立と生涯学習機会の充実

学ぶ楽しさや知る喜び・心の豊かさなどの生きがいを求める機運の高まりや社会や経済の

大きな変化に対応した学習ニーズに応えるため、学習の機会や内容を充実するとともに学習成果を生かす場の提供に努めます。

- (1) 生涯学習の拠点施設としての住民センターや公民館等の施設を活用し「ことぶき大学」、をはじめ、地域で行われている文化活動等、多様なニーズに応える学習活動の推進に努めます。
- (2) 社会教育関係職員の資質の向上を図るための研修会に積極的に参加するとともに、優れた技術や経験を持った地域の人材の発掘・育成の推進、各種講座の開催や学校、地域行事等での指導者等として活躍できる人材バンクの整備・活用に努めます。
- (3) 社会教育関係団体・サークル活動とその活動の活性化を促進していくとともに、社会教育施設の整備充実と効果的な利用促進を図ります。
- (4) 学校施設などの開放及び効果的な利用を促進し、住民のニーズに応えます。

## 5 図書館活動の充実

読書・調査・研究に対応できる豊富な図書の蔵書を目指し、乳幼児から高齢者まで幅広い年齢層に対応するための読書環境の整備や「図書館まつり」や「文学講座」など町民のニーズに対応した図書館サービスの充実に努めます。

「桂川町子ども読書活動推進計画」に基づき、学校図書館との相互利用や学校・社会教育施設等との連携を図り、特色ある図書館活動の推進に努めます。

- (1) 乳児期から本を身近に感じられるように、ブックスタート(4ヵ月児)をはじめとして、フォローアップブック(7ヵ月・12ヵ月児)及びセカンドブック(3歳児)の充実に努めます。また、子ども向けの絵本等の整備や「お話し会」の開催、図書ボランティアの育成・支援に努めます。館内に授乳スペースを設け、子育て中の保護者の図書館利用の促進を図ります。
- (2) 子どもの読書活動の推進のため、家庭・地域・学校が連携し、子どもに読書の楽しさを伝え、子どもが自ら読書に取り組む意欲を引き出せるよう各種啓発活動に取り組みます。
- (3) 子どもが読書習慣を身に付けるため学校や家庭での読書タイムを奨励し、幼稚園や保育所(園)、学童保育等における読み聞かせ活動の支援に努めます。
- (4) 町内の各学校や施設等と連携し、団体貸出の充実に努めます。
- (5) 町民の芸術・文化活動を推進するため「フリースペース」の有効活用を図ります。
- (6) 今まで、毎月末を館内整理日として休館していましたが、平成29年4月より館内整理

業務を月曜日（休館日）に行い、毎月末は開館します。開館日数が増えることによって、利用者に満足していただけるよう図書館づくりに努めます。

## 6 スポーツ・レクリエーションの活動の充実

少子高齢化や都市化の進展・自由時間の増大など、町民を取り巻く社会環境が変化する中、爽快感・達成感・連帯感など精神的充足をもたらし、健康・体力の保持増進に資するスポーツ・レクリエーション活動に親しむ町民が増えています。

このため、スポーツ施設の整備充実やスポーツ交流の促進など子どもから高齢者までスポーツ活動のできる機会や場の充実に努めます。

(1) 一人ひとりが生涯を通してスポーツ活動に親しみ、各種スポーツイベントの開催やニュースポーツの普及推進に努め、さらに、指導者の養成・確保、各種研修会の充実に努めます。

(2) 体育・スポーツ施設の機能充実と利用促進を図り、多様化するスポーツ活動に応えるとともに拠点となる桂川町総合体育館の機能を整備し、子どもから高齢者まで誰もが様々なスポーツに参加できるように努めます。

学校体育施設の開放により町民のスポーツ活動の場の確保に努め、地域スポーツの振興に努めます。

(3) 桂川町体育協会及び桂川町スポーツ推進委員会の育成を図るとともに連携・協力を深め、スポーツの推進発展を図ります。

## 7 文化活動の振興と文化財の保存・活用

「文化の薫り高い心豊かなまちづくり」の実現のため、地域を活性化するとともに、特色ある地域文化が重要となっています。

このため、町民のさまざまな文化活動を支援・振興していくとともに、桂川町の伝統や歴史から生まれた貴重な文化財を町民共通の財産として、永く保存・継承していくよう努めます。

(1) 芸術文化の振興を図るため舞台芸術の鑑賞等、文化芸術にふれあう機会の充実に努めるとともに、文化事業等の充実を図ります。また、桂川町文化連合会と連携し、町民の自主的文化活動を支援します。

(2) 国指定特別史跡「王塚古墳」の保存・整備・活用及び「ふるさと講座・子ども体験教室」等、王塚装飾古墳館の文化事業の充実に努めるとともに、県指定史跡「金比羅山古墳」、天神山古墳等の関連史跡の調査・保存・整備に努め、それらの情報を町内外へ積極的に発信します。

(3) 県指定無形民俗文化財「土師の獅子舞」の保存・継承に努めるとともに各種文化財の調

査・整備・保存に努め、必要に応じ指定化等の措置を講じます。

- (4) 埋蔵文化財について文化財保護法に則り、府内各課との連携を図り、開発業者、所有者等に対する指導を強化し、調査保存の充実に取り組みます。
- (5) 「王塚古墳」をはじめ、町内に残る各種の文化財や生活文化について学校教育活動に効果的に活用できるよう各種支援に努めます。

## 8 人権が尊重される教育の推進

本町では人権が尊重される『人権文化の町づくり』の創造を目指し、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けて、総合的な人権教育を推進しています。

しかし、社会の進展に伴いインターネットや、スマートフォンを利用した悪質な差別的情報の書き込みなどの人権問題が発生しているという現状があります。

平成28年12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。今後、法の趣旨に則り、必要な施策の推進に取り組みます。

これからも、子どもから高齢者までを対象に、多様な人権教育の機会を提供しながら、広く町民の間に多元的文化・多様性を容認する「共生の心」を醸成する人権教育・啓発を推進するとともに、「福岡県人権教育・啓発基本指針」、「桂川町人権教育・啓発基本指針」に則り、すべての学校・地域社会において人権・同和教育が組織的・計画的に推進されるよう諸条件の整備を図り、その拡充強化に努めます。

- (1) 一人ひとりの人権が尊重される差別のない明るい町づくりの実現のため、同和問題をはじめとする「子ども・女性・高齢者・障がい者・外国人」問題などの様々な人権問題に関する教育・啓発の推進を図ります。そのため、「人権・同和問題地域懇談会」をはじめ、市民講座「人権講演会」及び「人権出前講座」、「各種研修会」等について時代の変化や住民ニーズに対応した見直しを行い効果的に実施します。
- (2) 「人権教育及び人権啓発推進に関する法律」及び上述の基本指針に基づく実施計画に則り、「桂川町人権・同和問題協議会」及び「桂川町人権教育啓発推進委員会」を中心に同和問題をはじめとする人権問題に係る研修及び啓発事業の取組みを推進します。
- (3) 人権・同和教育研究団体と連携して人権教育の深化・充実を図ります。
- (4) 「人権・同和問題地域懇談会」や市民講座「人権講演会」の総括をはじめとして各種事業の取組を紹介する啓発冊子「けいかん」を発行し、人権・同和問題の住民啓発に取り組みます。
- (5) 学校教育では、人権・同和教育副読本「かがやき」・「あおぞら」の活用促進を図り、人権教育を推進します。
- (6) 人権センターに、人権・同和問題に関する本やDVD（ビデオ）等を整備し、啓発活動の充実と住民への開かれた交流の場としてのコミュニティ活動の推進に努めます。